

協同組合における福祉活動とジェンダー

－わが国の農協・生協を対象にして－

The Significance and the Reality of Welfare Activities in Co-operatives
and Gender Structure

- On Agricultural Co-operatives and Consumer Co-operatives in Japan -

田 渕 直 子

Naoko Tabuchi

ABSTRACT

This paper examines the significance of co-operatives' welfare activities and analyzes them from the point of view "gender". There are not only many problems, but also many possibilities.

The second section examines, the demand for co-operatives' welfare activities, and how these activities are developing. In HOKKAIDO, though total services are not lacking in the social welfare sector, there is a shortage in rural areas. Another problem is the empowerment of citizens in social welfare. Agricultural co-operatives and consumer co-operatives must solve these problems.

The third section establishes that the co-operatives have still not become gender-free, and analyze the relationship between the development of co-operatives' welfare activities and gender structure. It is undeniable that the development of co-operatives' welfare activities reproduces gender structure, but these also create the possibility of effecting changes in gender structure.

1. はじめに

今日、協同組合は、農業協同組合（農協）にしる、消費生活協同組合（生協）にしる、経営・事業・組織・理念のいずれの側面から見ても、岐路に立っている。日本の経済・社会システムの多くが明らかな転換期を迎えている中で、これは何も驚くべきことではないが、「著しい経営不振」や「アイデンティティの危機」に直面し、「本当に協同組合が必要なのか？」が問われる点で、協同組合は極めて厳しい局面にあるといえる。すなわち、例えば農産物流通の自由化が雪崩を打って進む下では、「保護と規制」を基

調とした農業政策の中で特有の地位を占めてきた農協はその地位を失い、「民間業者」の一つとして競争にさらされることになる。また、例えば「安全な食品」を重点的に扱ってきた生協は、一般スーパーが「安全」「健康」をマーケティング戦略の柱とするに至り、生協の存在意義が薄れ、競争力を失う例が少なくない。

そうした中で、協同組合陣営¹⁾において、多くの関係者が「有望」とし、また「協同組合でこそ出来る」と期待しているのが「福祉」分野の活動・事業である。1998年度の日本協同組合学会大会のシンポジウムテーマが「福祉社会の

創造と協同組合」であり、あたかも福祉関係の学会であるかのようなシンポジウムが繰り返されたのは、決して偶然ではない²⁾。

では、なぜ、協同組合陣営で「福祉」が注目されるのであろうか？一つには協同組合もまた、福祉サービスが、かつてないほど「ビジネス」として熱い期待を持って注視されている世間の風潮と、同質の興味を持っているためである。これはもちろん、「福祉への民間参入を促進する『社会福祉基礎構造改革』（典型が公的介護保険法導入）³⁾」に即応して、一般的なビジネスチャンスをつかむというねらいによる。しかし、もう一つには『社会福祉基礎構造改革』による民間参入では、サービス供給の恩恵から排除される過疎地域や、福祉サービスを十分に買う⁴⁾ことが出来ない低所得者層の存在が予想され、こうした「穴」を埋める仕事こそ協同組合にふさわしいという認識が、自他共にあるゆえんである。むろん、過疎地や低所得者にサービスを提供しうるのは協同組合に限った話ではなく、各市町村社会福祉協議会（社協）やいわゆるNPO（非営利組織）でも十分に可能である。しかし、社協の半官僚組織の硬直性（もちろん、社協によってその程度は千差万別であるが）やNPOの事業運営・経営維持能力の不安定さ（もちろんこれにも例外あり）に比べると、協同組合のメリットは小さくないと思われる。三つめには、上記の点と深く関わるが、「福祉の市民化」の担い手として協同組合に期待が集まっていることがある。すなわち、「福祉の市民化」とは、「公的」な福祉事業は柔軟性や人間性に欠け、受益者や家族にとって必ずしも望ましいものではない場合が多く、これに対する批判概念として生まれた思想である。「福祉の市民化」のキーワードは「参加、自主性、ノーマライゼーション」といったところにあり、協同組合の「自助、相互扶助」という理念に極めて近いといえる。⁵⁾

とはいえ、協同組合が「福祉」に取り組む条件を有し、期待をかけられているからといって、必ずしも個々の協同組合がすぐ取り組めるわけではないし、また成功の保障もない。本論文は、協同組合の福祉活動（未だ事業にはなっていない活動・あえて事業にしない活動を含む）の実態を踏まえ、その意義を協同組合自身と組合員の立場から考察する。この場合の協同組合は、これまでわが国の協同組合の二つの大きな流れを形成してきた農協（農業協同組合）と生協（消費生活協同組合）に限定する。もちろん、医療生協が病院を基盤に展開する福祉事業や、福祉活動への取り組みを目標に結成された「福祉生協」や「高齢者協同組合」も無視できない存在である。しかし、ここでは、もっとも一般的な協同組合が、福祉活動にどう取り組んでいるか、どう取り組むべきかを問題にしたい。

近年、協同組合自身にとっての福祉活動の意義・問題点等についての分析があいついで発表されているが⁶⁾、組合員およびその家族問題からの福祉活動への評価には、あまり論及されていない点に疑問を呈したい。とりわけ、介護・介助、家事援助等に当たるのはほとんど女性にあるにもかかわらず、そこにはジェンダー問題の視点が不足している。「福祉活動は、まさに協同組合らしい活動である」といい、「福祉の市民化を協同組合の力によって実現しよう」といったところで、介護・介助社会化の基盤分析がされなければ、それは空論になりかねない。すなわち、組合員の家庭内での介護・介助がどのように困難になり、それがどう組合員によって社会化されようとしているのかという基盤分析が不可避であろう。そして、今日的な基盤分析に取り組むのならば、ジェンダーもまた避けて通れない視角である。

実は、このことは協同組合の福祉活動論に特有の問題ではない。先に述べた「福祉の市民化」概念には、ジェンダーフリー化が課題として入

るはずである。しかし、社会福祉論自体においても、ジェンダー理論の導入による反省的な論考は、始まったばかりである。⁷⁾

そこで、本論においては、経済学的・社会学的な協同組合論を基本にしなが、社会福祉論の成果と女性学の知見を生かしつつ、この問題にアプローチする。また、北海道の農協・生協での現地調査を踏まえ、「協同組合における福祉活動」の実態と課題を明らかにした上で、さらにジェンダー理論の視点を応用してテーマに迫って行くこととする。

2. 農協・生協における福祉活動の取り組み

(1) 福祉行政の「改革」と民間参入

社会保障制度審議会の意見具申・勧告に沿って言うならば、わが国の戦後における社会保障（「社会保険、国家扶助、公衆衛生および社会福祉の四部門をまとめた上位概念」⁸⁾）の方向性は1950年の同審議会勧告によって方向付けられた。すなわち「いわば公的責任による社会保障、社会福祉の推進体制を第一義的なものにして社会福祉事業が運用され⁹⁾」ているが、「社会福祉施設などの設置・運営をすべて公設公営方式で画一的にまかなうには限界があるから、その出発点として五一年の社会福祉事業法制定によって社会福祉法人が規定された。民間の力を生かしつつ公金によって社会福祉事業を実施しようという日本型の構図の基本線が描かれたのである。」「しかし、この社会福祉法人の経営もまた措置委託費＝公費に基盤をおいている以上、公的な社会福祉施策の枠組みのなかにとりこまれ、公共型福祉供給に入るものと整理される。」¹⁰⁾

ところが、『社会福祉基礎構造改革』がスタートし、以上の原則は大きな転換の渦中にある。すなわち、「厚生省社会・援護局長の私的諮問機関『社会福祉の在り方に関する委員会』（平成九年八月設置、一一月報告書提出）での検討

を経て、中央社会福祉審議会が九年一一月に社会福祉構造改革分科会を設置、審議を開始し、一〇年六月に『中間まとめ』を発表して¹¹⁾いるが、「同分科会での主要な論点、改革目標は、現行の公的福祉提供システムを廃止して、市場からサービスを購入する利用契約型福祉システムへ全面的に移行させることにある」¹²⁾と、されている。いいかえれば、行政措置として福祉サービスが与えられることが基本ではなくなるということであろう。福祉サービスの受手（クライアント）が福祉サービス供給者と契約を結び、福祉サービスという商品が売買されるという新しい仕組みが導入されることになる。ちなみに公的介護保険制度とは、サービスを買うのに必要な費用の9割を保険制度が保険金支払いとして負担する仕組みである。

都市部で安定した収入のある階層にとっては、制度改革の結果は悪くないかも知れない。多彩な柔軟性に富んだ良質の民間サービスから自由に選択し、税負担も軽減される可能性があるからである。しかし、「介護保険について現在最も危惧されているのは『保険あって介護なし』となるのではないかということ」¹³⁾である。例えば、小規模な地方自治体では、介護保険法で想定する福祉サービスの質・量の確保が困難である例が少なくない。こうした地域では、福祉ビジネスの採算が合わないゆえに、民間参入は余り期待できず、乏しい財政力の下で、方策の立てられない例も多いという。例えば、栃本 [17] では市町村毎の要介護高齢者数と提供できる福祉サービスの概数を示しており、きわめて大きな格差が存在していることを明らかにしている。

さらに、低所得者は、福祉サービスを充分に買えないことが予想される。収入の不足を補うための保険制度であるが、介護保険法では掛け金を納めない者はサービスの対象から除外することになりそうである。あるいは、介護保険法

では介護を要するという「要介護認定」を受けなければ対象にならないので、ぎりぎりのところで、認定から外れた場合¹⁴⁾には、保険外の「高い」サービスを買わねばならない場合が想定され、低所得者の負担は大きい。

(2) 協同組合の福祉活動

協同組合の福祉活動は『社会福祉構造改革』がきっかけとなり、近年のトピックスになっている。しかし、協同組合の福祉活動には実は長い歴史が存在する。

例えば、農協の病院建設・集団検診の運動は、古くは戦前に遡る。戦後、厚生連病院（都道府県単位の厚生農業協同組合連合会）や診療所が多数出来て、ここを拠点とした往診や集団検診は、医療サービスから見放されていた農村の福祉を文字どおり、向上させるものであった。また、農協・生協などの共済事業のスタートは、一般の保険業から相手にされない階層（農民や低所得者）の生活を事故や病気による経済的ダメージから守る意味を持っていた。今でこそ、共済事業は巨大な事業となり、特に農協では最大の収益事業としてかつてとは違う意味を持つようになったが、初期の事業は福祉事業の性格を強く持っていた。また、1970年に方針が確定した農協の生活事業は、北海道のようにAコー

プ事業が中心となる地域もあったが、生活文化運動や食材宅配事業の発展を見せ、これが福祉活動的色彩を帯びる場合も少なくなかった。

一方、地域市民生協では独自の「くらしの助け合い活動」が発展し、草分けのコープこうべでは、すでに15年の歴史を有している。このシステムは、援助をする側の会員（特に資格は不要・A会員と呼ぶ場合が多い）・援助をもらう会員（B会員と呼ぶ場合が多い）・賛助会員（C会員と呼ぶ場合が多い）からなり、生協事務局がコーディネーターとなって有償ボランティア制で援助に当たる仕組みである。この活動の特徴は、A-B-Cの位置が固定的ではなく、ライフサイクルによって、AからBへ、あるいはAからCへ、またその逆への移籍もありうるという柔軟さにある。また、あくまでも相互扶助的な事業であるところが、他の非営利組織や社協の事業と異なっている。「くらしの助け合い活動」ではふれあい食事会や配食活動にも取り組んでいるところが多い。なお、1996年に日本生活協同組合連合会（=日生協）では「コープくらしの助け合いの会全国ネットワーク」を発足させ、その普及と相互交流に力を注いでいる。全国的な助け合いの会の実績は、表1の通りである。

以上のような福祉活動の背景があったところ

表1 生協にみる「くらしの助け合いの会」等の実績（全国）

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
援助する会員（人）	2,222	3,358	4,047	5,451	6,204	9,325	10,997
受ける会員（人）	2,236	3,077	3,254	4,257	4,741	8,195	9,157
賛助する会員（人）	-	2,618	4,661	6,859	7,609	7,658	9,490
会員数合計（人）	4,458	9,053	11,962	16,567	18,554	25,178	29,644
年間活動時間（h）	61,635	118,155	135,994	172,549	215,483	263,688	345,376

資料：北昌司「生協における福祉活動・事業の到達点と今後の課題」
参考文献 [18] 所収、p.16より引用

に、政策的に『社会福祉構造改革』が提唱され、協同組合の福祉活動が本格化してきたのである。誤解してはならないのは、「協同組合の旧

来の事業が伸び悩んでいるので、単に目新しい事業として福祉に飛び付いた」のではない点である。正確にいうと、そういう事例もあろうが、

協同組合における福祉活動とジェンダー

基盤がないままに飛び付いた事業の成功は恐らく困難であろう。

さて、「社会福祉基礎構造改革」の流れは、法・制度改正を通じて協同組合の事業参入を公認し、また、協同組合の側も福祉活動についての様々な方針を打ち出すこととなった。

すなわち、1992年に農協法が改正され、農協は福祉事業を営むことが認められ、行政サービスの委託先機関として認定された。つまり、それまでは社会福祉法人でなければ受託出来なかったのが、農協自身が特別養護老人ホームやデイサービスセンター事業を営めるようになったのである（もちろん、社会福祉法人を設立してもよいのだが）。また、この事業については員外利用（非組合員の利用）も幅広く公認された。

1993年には農協自身による「JA高齢者福祉活動基本方針」が策定され、翌年の第20回全国JA大会では3段階に分けて福祉活動を推進することを決議している。「第一段階：全国で二万人のJAヘルパー養成。一〇〇〇の助け合い

組織の設置。第二段階：公的ホームヘルパー派遣事業の受託、給食及び入浴サービス等について自治体等と協議し推進。第三段階：自治体・組合員との合意・協力のもと、特別養護老人ホーム等施設型社会福祉事業の推進」¹⁵⁾というのがそれである。この方針には、介護保険法施行前に、実績を確保しておきたい、特に行政受託によって足場を確実にしたいという農協陣営の強い意図が読みとれる。

確かに農協のヘルパー養成は、厚生病院や都道府県中央会・行政の支援もあって、飛躍的に進んだ。そして、一部では「高齢者助け合い活動」が組織され、ヘルパーのボランティア活動が進められている。しかし、農協における最大の問題は「せっかく養成したヘルパーの活躍の場がない」ということである。特に、ヘルパー資格の主流が家庭内介護を想定した3級から、訪問介護や施設介護を想定した2級に移っており、せっかくの人材をどう活用するかが課題になっている。もちろん、一方では、JAがデイサー

表2 農協によるホームヘルパー養成およびその活用の状況

ホームヘルパーの養成人数

	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
1級課程	0	0	0	0	14	29
2級課程	0	321	957	2,346	5,526	8,194
3級課程	1,462	4,790	10,109	16,353	23,449	29,306
合計	1,462	5,111 (+3,649)	11,066 (+5,955)	18,699 (+7,633)	28,989 (+10,290)	37,529 (+8,540)

JA助けあい組織設置数（年度末、累計）

3年	4年	5年	6年	7年	8年
7	10	36	111	247	348

公的サービス受託JA数（年度末、累計）

5年	6年	7年	8年	9年7月現在
1	5	23	28	34(19JA、給食15JA)

注)ただし、社会福祉協議会経由であるが、JAが中心的に実施している事例を含む。(デイサービスセンターは除く)

資料：「全中ニュースレター」№31 1997年11月
「JAグループの高齢者福祉活動の取り組みの現状」

表3 農協による福祉施設運営状況

デイサービスセンター（単独型）、デイホーム（県単事業）
（平成9年7月現在）

	設置 J A 数
デイサービスセンター	5 J A
デイホーム	3 J A
J A 独自託老所	2 J A

J A 関与の特別養護老人ホーム
（平成9年7月時点）

設置施設数
15施設

資料：表2に同じ

ビスセンターや特別養護老人ホームを建設し、行政受託の形態で事業化する例が散見されるようになってきた（表3）。その中から、栃木県しおのや農協や長野県上田農協のデイサービスセンター¹⁶⁾、あるいは、福島県（旧）会津坂下農協の特別養護老人ホーム¹⁷⁾等の報告・紹介が相次いでいる。

一方、生協は農協と異なり、行政サービスの直接的な委託先機関にはなれない。委託を受けるには社会福祉法人の設立等が必要である。農協が福祉サービスの密度が薄い農村部に主に立地するのに対し、生協は都市部で主に組織を広げており、これが政策の中での位置づけの違いに結び付いているのであろう。とはいえ、生協にも福祉分野での社会的貢献が求められていることは、厚生省の生協に対する評価・位置づけの向上としてよく表れている。例えば「二〇〇〇年の介護保険制度スタートを前に、厚生省の検討会は（1998年6月－引用者－）二十六日、生協に対して介護サービスなど福祉事業に参入するよう求める報告書をまとめた。円滑な介護サービスの提供には当面、民間のほか生協、農協の活用が必要といわれており、報告書は高齢者の介護が、生協の『相互扶助』の姿勢に沿うとした上で、『需要が高まる中、在宅介護サービスを提供できる主体』と提言。また、組合員以外の利用を認めるべきだとした¹⁸⁾という

具合である。また、厚生省社会・援護局地域福祉課監修の『21世紀の生協のあり方を考える生協のあり方検討会報告・資料集』[5]の記述でも、福祉活動・事業にかなりのページを割き、これまでの厚生省の生協に対する位置付けとは大きく異なっている。

一方、生協側（日生協）も、1997年策定の「生協の二一世紀理念」で「自立した市民の共同の力で、人間らしい暮らしの創造と持続可能な社会の実現を」めざすとし、また、「生協の二一世紀ビジョン」では「家事援助、食事提供、福祉情報サービス、介護事業、共済、保健・医療、葬祭、仕事起こしなど、高齢社会で求められる組合員活動と事業を創造します」とうたっている¹⁹⁾。さらに、日生協は、1997年に学識経験者と生協実務家よりなる「生協・福祉政策検討委員会」（諮問委員会）を結成し、1998年にその答申を受け、改めて生協の福祉活動への取り組み方針と方法を検討している。

この答申書の付属資料は、1998年3月現在の「生協の福祉活動と事業の到達点」を公表しており、ホームヘルプサービス事業には3生協が、毎日型給食サービスは3生協、特別養護老人ホームは2生協（準備中1）、デイサービスセンターは1生協2カ所（準備中1）の取り組みとなっている。特に、コープこうべは社会福祉法人格を取得し、1995年8月に特別養護老人ホームの運営を開始しており、注目されている。²⁰⁾興味深いのは生活クラブ生協の動きであり、例えば生活クラブ神奈川はワーカーズコレクティブ²¹⁾に施設の運営を委託して、「福祉の市民化」に重点を置いた事業の取り組みをしている。

(3) 北海道における取り組み

北海道は、社会福祉法人による施設福祉の先進地であり、当然ながら行政・市町村社会福祉協議会（社協）がその計画・運営の中心となっている。「本道と全国の特別養護老人ホームの

整備は、平成7年度の特別養護老人ホーム定員率(定員/65歳以上人口)で比較すると、全国1.2人に対し本道は1.8人と高く、また、一般病院の病床数においても、北海道の1,712.8床(10万人対比)が全国平均の1,121床を大幅に上回るなど、施設整備が進んでいる。²²⁾こうした状況では、協同組合は福祉分野で特に期待されていないし、協同組合の取り組みも十分ではない。これは一方で、北海道の農協・生協が、とりわけ販売事業・購買事業を軸として発展してきたことと、関連が深い。

しかし、北海道は全体の施設整備率こそ高いものの、過疎地の比率が極めて高く、市街地を除く農村部等の社会福祉に大きな課題を残している。なぜなら、市町村行政による社会福祉政策は市街地中心に組み立てられる傾向が強いためである。相対的に家族数が多く、集落ごとの相互扶助がまだ色濃く残っている(と見なされる)農村部等には、在宅介護等に関わる福祉サービスが整備されていないことが多い。例えば北海道でもっとも先進的な「福祉のまちづくり」をしている栗山町でさえ、農村部では問題を抱えていることは(社)北海道地域農業研究所・農村高齢化問題研究会が明らかにしたところである。²³⁾一方、都市部では施設福祉中心であり、いわゆる社会的入院も多く、「福祉の市民化」の必要性は高い。先の北海道町村会介護サービス問題研究会[2]でも、「在宅サービスの65歳以上の高齢者100人当たりの年間利用日数を見ると、ホームヘルパーの利用状況は北海道平均86.0回に対し全国平均は99.6回、デイサービスの本道平均92.4日に対し全国平均112.8日、ショートステイの本道平均は19.1日に対し全国平均31.7日となっており、北海道の在宅サービスの利用は全国に比べ低い状況にある。」と指摘している。さらに、施設整備水準の高さと在宅福祉サービスの少なさの「背景には、開放的な気質、伝統的な『家』の考え方が希薄なこと

や核家族化による家族介護力の低下や積雪寒冷という自然条件などの特性によるものと考えられる。このことは「自宅で亡くなる人の割合が低い」(全国最低)ことからもうかがえる。²⁴⁾と分析している。

施設の数が多いことは決して悪いことではない。しかし、「自宅完結の介護か、施設入所か」という2つしか選択肢がないことは、当人や家族の「福祉」(広い意味でのwelfare)にとって大きな問題である。特に施設入所が出来ない場合(順番待ちの人や年齢や障害の程度等の条件で入所資格に欠けるクライアント)、これは死活問題となる。さらにいえば、これまでの生活環境と急に切り放されて施設に入所することは、本人のQOL(生活の質)を低下させ、痴呆等の障害を悪化させることになりかねない。在宅福祉サービスの充実、家庭と施設の間型型の施設(グループホームや託老所)²⁵⁾の整備・拡充が必要である。そのために協同組合は何をすべきか、何ができるのかを考えなくてはなるまい。そこで以下では現在の北海道における取り組みを概観し、筆者なりの試論を示してみた。

① 農協のヘルパー養成と助け合い活動

先に述べたように、北海道の農村には隠れた形で福祉問題が存在している。ひとつには「農村に福祉問題はない」という誤解があるためである。もうひとつには、必要性が認識されても、農家1戸当たりの経営面積が大きく住居は分散しており、さらに冬期は積雪・寒冷という悪条件が重なるために、デイサービスセンターの送迎やホームヘルパー派遣・訪問看護の事業効率が低くなりがちであることが大きい。

こうした事情から農村部での福祉事業の展開は、(農協を含めて)難しく、現実にも進んでいない。にも関わらず、農協でのヘルパー養成が盛んなことは、一見矛盾するように思われる。これは、ヘルパー養成は次のような理由によっ

て推進されるためである。第一にこれは女性部の強い要望があるためであり（詳しくは後述）、第二に農協職員等、とりわけ組合員家族の生活に関わり、家庭状況を熟知している営農指導担当職員²⁶⁾は、農協が福祉活動に関わる必要を痛切に感じているからである。そして第三に、連合組織（中央会・厚生連・共済連）がビジネスチャンスの獲得の意味も込めて、強く後押しをしている点が大い。

北海道の農協ホームヘルパー養成は、全国的

に見ると、決して多い方ではないが、1998年3月末で2級87人、3級816人、計903人にのぼる（表4参照）。これには、厚生連・中央会の援助があり、厚生連病院や農協学校²⁷⁾が活用されている。さらに積極的な農協では数万円の講習費のみならず、スクーリングの旅費まで援助している。しかし、養成後の活躍の場がないことは全国的傾向に一致し、「高齢者助け合いの会活動」が若干、取り組まれているだけである。

しかし、今年度になってから北農中央会にお

表4 北海道の農協におけるホームヘルパー養成の状況（2級・3級）

2 級	9 年度	3 級	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	計
函館地区	22	俱知安地区			21	20	16	19	76
俱知安地区	1	札幌地区		31	31	29	23	24	138
苫小牧地区	4	岩見沢地区				2	48	44	94
札幌地区	6	旭川地区	31	31	35	31	40	27	195
岩見沢地区	17	稚内地区			1				1
旭川地区	18	北見地区			22	42	30	16	110
稚内地区	1	帯広地区	32	33	33	36	36	36	206
北見地区	5	中標津地区						30	30
帯広地区	7	中央会			2		2	6	10
中標津地区	1								
連・中央会	5								
計	87	計	63	95	145	160	195	202	860

資料：北農中央会資料

いても、単位農協においても、福祉活動を具体的課題にする動きが目立ってきた。これは、北海道農業の厳しい状況と非常に関係がある。すなわち、農畜産物価格の低迷による経営収支の悪化によって後継者難が深刻となり、農村部の高齢化は市街地よりもさらに急速に進行しているためである。加えて、家族数が減少し、要介護者が発生したら人手不足によって離農せざるを得ない状況が生まれているからでもある。また、離農が急速に進行した結果、地域コミュニティの機能が低下し、地域で弱者を支えることが難しくなったことがある。北海道の農協では組合員は主に専業農家であり、兼業農家を中心

で非農家との混住化も進んでいる府県と違って、「農協＝地域社会」である。農家の生産と生活を農協が丸抱えする構造にあっては、農協自身が福祉活動に乗り出す必然性があるといえよう。

具体的には、1998年度に全国農業協同組合中央会（全中）の働きかけがあり、農林水産省の「農協高齢者介護活動強化対策事業」の対象に2農協（帯広市川西農協と東川町農協）が選ばれている。この事業は高齢者福祉事業の計画策定を内容とし、農水省が30万円を補助し、北農中央会が30万円の事業費を負担し、半年をかけてプランを策定するものである。筆者が98年11月段

階で帯広市川西農協の担当者から聞き取り調査をした限りでは、まだ理事会でのプラン策定は進んでいなかったが、担当職員の間極めて意欲的な姿勢を確認することが出来た。

ただし、一般的に農協の経営状態は、新たな大型投資や福祉事業の欠損を許容するような余力を必ずしもそなえていない。農家経営の悪化は農協経営の悪化をもたらし、金融システムの不安定化は限界金融機関である農協の収益性を著しく低いものになっている。そのため、例え、福祉事業の必要性を認識していたとしても、実際に事業に踏み出すことにはためらいがある農協が多い。しかし、これも観点を変えれば、状況は変わってくる。すなわち、農協には遊休資産と余剰人員、さらに自主運用の可能性を求めている「余裕金」²⁸⁾といった、様々な資源がある。遊休資産は支所や事業所・諸施設の整理統合から生じ、農協版リストラは余剰人員を発生させている。また、預金運用の利ざやと信連からの奨励金の激減は信用事業の構造変化を迫り、多少とも能力のある農協は、貯金の内部運用の道を探っている。これらの資源を福祉活動に結びつければ、農協による福祉事業の展開は充分可能であろう。

それでは、具体的にどのような事業が可能であろうか。私見であるが、ホームヘルプサービス等の訪問型サービスの展開は難しいと思う。すなわち、かなり弱まったとはいえ、農村におけるイエ意識は残存しており、他人が家に入ることを好まない風潮がある。高齢者助け合い活動が限定的であるのは、こうした事情も関連していよう。また、特別養護老人ホーム等の運営は、先に述べたような施設整備水準の高さによって、他府県以上の困難を伴う。むしろ現実性があるのは、デイサービスの提供であり、特に遊休資産を活用してのサテライト型デイサービスセンターや²⁹⁾託(宅)老所であろう。

実は北海道の酪農地帯には「酪農ヘルパー組

織」という相互扶助組織が普及しており、これもある意味では福祉活動に他ならない。すなわち、酪農家が「自分の家に葬式があっても搾乳を休めない」、「たまの家族旅行も出来ない」といった状況を改善するために組織したものであり、農協が事務局を担っている場合が一般的である。制度発足当初は、ある種のスティグマ(恥意識)の存在があって、万が一の時だけ利用されていたが、最近では休日を積極的に取るために定期的に利用する酪農家も増えてきている。さらに、ヘルパー組織の職員を養成する仕組みを連合会(=ホクレン)が作っている。これを参考にすれば、ホームヘルパーを活用するような事業化は出来るはずではなかろうか。

② 生協の助け合い活動とワーカーズコレクティブ

北海道の農協が、主に農村部の福祉サービスが手薄であることを埋める役割をするのなら、生協は主として、施設福祉中心の北海道の福祉サービスを「市民化」する役目を負っていると表現できよう。

市民生協³⁰⁾は、組合員数(1997年度末、85万人)では全国第三位の巨大生協である。その「くらしの助け合いの会」は1986年以来、10年以上の実績を積んでおり、『コープくらしの助け合い 10年のあゆみ』という活動記録を出版している。この中で、助け合いの会発足の契機を(1985年当時の)市民生協社会福祉委員長³¹⁾は、『10年のあゆみ』の中で次のように語っている。「八四年の生協大会で、コープこうべの『助け合いの会』をテーマにした寸劇を見たコープさっぽろの代表団から、『素晴らしかった。あのような活動がしたい』との、報告が沢山寄せられました。(中略)翌々年の全国福祉活動交流会に、コープこうべの活動を学んでくる目的で私が参加しました。交流会終了後神戸に行き、実務的なことを含めてすべての活動の形と内容をそっくり頂いてきました。」しかし、当時の

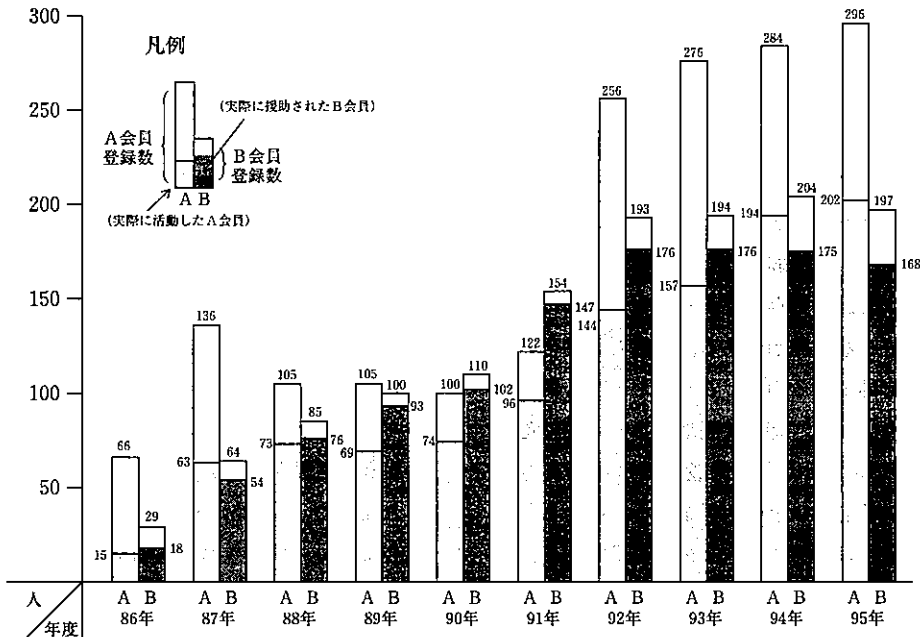
生協福祉委員会は「今でさえ、様々な福祉活動（ボランティア活動やユニセフ募金等－引用者－）が店で取り組まれているのに……」と当初は消極的であったという。また、札幌市の社会福祉課から呼び出しがあり、「何かと思ったら、当時七一名位だった（市の－引用者－）ホームヘルパーの仕事と競合しないかと心配だったようです。私達の活動が行政の対象者のもう一回り外側の相互援助活動だということを説明して、やっと『そうですか。頑張ってください』とわかってもらえた」という。実は、「丁度その頃白石区で、生活保護が受けられなくて若い母親が餓死した事件があって、『福祉のない札幌』として全国的に有名になった」のであった。まさに、「助け合いの会」は「福祉の市民化」を意識していたといつてよい。

さらに、「（札幌市－引用者－）在宅福祉サービス協会が発足する時は、ほとんど「助け合いの会」のヒアリングを通して、そっくりの形で

スタートしました。違う点は、対象者が六五歳以上と、援助単価だけ」とのことであり、北海道における在宅福祉活動の草分けと表現してよい。市民生協の「助け合いの会」実績を図1に示すが、A・B会員登録者が増えていった様子がわかる。ただし、初期にはB会員の登録が少なく、実際に活動できるA会員の数が限られていた。その後、両者が均衡する理想的な展開を見せていたが、1992年以降、B会員の伸び悩みとA会員の活動率の低下が読み取れる。1997年度にはA会員登録者281人、B会員219人と横ばいであるが、生協事業・経営が極めて困難な中でも、この活動にはよく信頼が寄せられていると評価されよう。また、95年度以後「ホームヘルパー3級養成研修会」の実施に至り、農協陣営よりは遅れたが、資格取得をも射程におさめるようになった。

同様のシステムは他の地域市民生協にも普及しており、例えば帯広市民生協では1988年に市

図1 市民生協における「くらしの助け合い活動」会員の状況



資料：市民生協「コープくらしの助け合い10年のあゆみ」より引用（凡例の表示のみ変更）

民生協に学びながらほとんど同じ仕組みでスタートした。帯広市民生協は組合員数3万3000人余（1997年度末）と、市民生協の1/10以下の規模であるが、共同購入を中心とした堅実な経営ぶりによって高く評価されている。「助け合いの会」もA会員登録48名、B会員24名と小さな規模であるが、福祉行政の谷間にいる組合員（例えば60歳未満のリユーマチ患者さん）への意欲的な取り組みを見せている。

帯広市民生協は共同購入事業を生かし、福祉活動を強化していこうという考え方をとっている。ここでは共同購入事業に個別配達をいち早く取り入れたが、その配達先には福祉的な援助を必要とする人々も少なくない。何よりも、共同購入は毎週訪問できる強みを持っている。筆者の質問に対し、常勤理事³²⁾が「共同購入こそ生協事業の本流であり、そのメリットを生かすことで協同組合の福祉活動を考えていきたい。高齢者の一人暮らしに個配することそのものが、福祉活動に他ならない。」と答えた点は、示唆に富むものであり、今後の展開に注目したい。

生活クラブ生協の独自の福祉活動についてはすでに触れたが、生活クラブ生協北海道³³⁾においても、興味深い活動展開がなされている。

生活クラブ生協北海道は、組合員1万3000名余、食の安全性や環境問題に特に意識の高い階層を、札幌・札幌近郊および釧路で組織している。福祉活動にも力を注いでおり、1998-2000年を計画期間とした「第六次中期3年計画」では4つの大きな柱の1つに福祉活動を掲げている。その特徴は、①独特の共済システムを福祉事業として位置付け、②有償ボランティアによる助け合い活動や託児を「ワーカーズ・コレクティブ」の形態で「独立」させていることにある。すでにいずれの取り組みも6年目を迎えているという。

①の共済システム「エコロ」の最大の特徴

は、必要なときに支給されるのが金銭のみではなく、「ケア」でもある点にある。すなわち、組合員の病気やケガの際に、共済金も支払われるが、家事や子育てを代行する「ケア」も支給されるのである。さらに、この「ケア」は組合員の生協活動やその他の社会活動、家族の介護等の場面でも支給の対象となる。例えば、組合員が生活クラブ生協の活動に参加している間、子供や高齢者のケアを共済システムとして、誰かが担ってくれるものである。これは共同購入取組の内部で自然発生的に生まれた相互扶助をシステム化したものであり、必要に応じて共済範囲を試行錯誤で拡大し、「ケア」共済に生命共済と損害共済（共同購入商品の盗難保障など）を組み合わせた、きわめてユニークな仕組みを独自に作ってきた。組合員の加入率は65%程度（1997年度末）であり、1997年度には金銭給付2900件余、ケア給付2000件余となっている。³⁴⁾

また、②については生協から派生した「ワーカーズ・コレクティブ」25組織のうち、8ヶ所が「たすけあい」に、4ヶ所が「託児」に取り組んでいる。そのうち、3組織は生活クラブ生協の地域運動の拠点である「地区館」をベースとしている。また、「ワーカーズ・コレクティブ」25組織が連絡協議会を結成し、それぞれの活動のPRや調整を行っている。さらに、生活クラブ生協とワーカーズ、（市民の代表者を政治の場にする）「市民ネットワーク」の間で連絡会を結成し、福祉の問題にも協調して取り組んでいるという。この「市民ネットワーク」は、市議会議員を5名（札幌3、石狩・北広島各1）生んでおり、政治活動と結び付いた福祉活動を行っている点で、他の生協の活動とは性格を異にしている。

以上の生協福祉活動が性別役割分業と関係が深いこと、それが助け合い活動等の組織基盤であると同時に活動の広がりのネックにもなっていることについては、次節で述べたい。ここで

指摘しておきたいのは、生協の福祉活動には社会福祉協議会との連携がほとんどないことである。もちろん、一部の農協「高齢者助け合いの会」のように、社会福祉協議会によるヘルパー派遣事業の下請け・補完のみになっては困るが、まったく無関係というのも地域コミュニティをともに作ってゆく立場にある組織として正常ではない³⁵⁾。今後の生協福祉活動の発展には、社会福祉協議会との協調が必要であろうし、社会福祉協議会の側も独自の福祉活動に取り組んできた生協の経験に、もっと注目すべきであろう。

3. 農協・生協の福祉活動とジェンダー

(1) 協同組合とジェンダー

まず初めに確認すべきことは、わが国の協同組合はジェンダーフリーではないという事実である。

農協は「農家」が基礎単位であり、正組合員は経営主(=ほとんどが壮年男性)である。まれに女性が正組合員である場合もあるが、経営主である夫に先立たれた「未亡人」³⁶⁾が経営主となっている場合や、「役員選挙の票数を確保する」といった特殊な事情によるものが多い。女性は「女性部」³⁷⁾という外郭団体(事務局は農協職員が担当するが、運営は農協本体と直接の関わりはない)に所属し、生活に関わる活動・趣味の活動などに参加するに留まるのが一般的である。まれに、理事会に女性部代表理事を送り込む例があるが、これもまた、生活に密着した課題の専任として、自他ともに位置付けられるようである。

もちろん、野菜・花き・畜産等の優良産地では、女性が主要な労働力であり、技術指導を含む営農指導は女性を対象にしないと成果を上げ得ないところから、夫婦単位での研修等への参加を呼びかけるなど、女性にもある程度の「参加」³⁸⁾が求められて来ている。しかし、農協

運営の基幹に関わる意思決定は、男性正組合員・男性正職員・男性役員によって行われるのが普通である。

一方、地域市民生協の組合員の90%以上は女性である。仮に男性名で加入していたとしても、活動に参加するのは女性(妻)がほとんどであり、一見、ジェンダーフリーが実現しているかのようである。地域市民生協が爆発的に伸張したのは1970年代のことであるが、社会的活動から排除されていた女性(典型的には専業主婦)がPTA活動や町内会活動では飽きたらず、社会問題に正面から取り組める組織として、また自らの能力を経済活動につなげるチャンスとして、地域市民生協に集まったことは、過小評価すべきではない。しかし、地域市民生協の事業・組織のあり方は、性別役割分業を前提として成り立ち、さらには性別役割分業を強化する役割すら負ったといえよう。

すなわち、組合員が家庭にいないと成り立たない共同購入のしくみはその典型である。そして、ジェンダーの桎梏がゆるみ、「女性が再び仕事に戻った」80年代以降、生協の事業方式が曲がり角に位置するようになったことは、上記の考察を裏付けるものである³⁹⁾。

もちろん生協の役員構成は、農協のそれよりも遙に「まし」である。女性理事・理事長さえも全く珍しくない。とりわけ、生協活動の中で実力を身につけていった「たたき上げ」の常勤理事は、職員の中で出世していくような男性管理職や理事にまったくひけを取らない実力を有している。しかし、多くの非常勤理事の位置付けは異なっている。すなわち、地域市民生協では「事業・経営」と「組織・運動」という二つの分野の分裂を生じがちであり、一方で一般スーパーや通信販売業者とほとんど変わらない事業をしながら、平和や文化の運動で生協らしさを追求するという例が珍しくない。そうした場合には、担当理事もまた二分され、職員出身

+学識経験者からなる(男性の)理事は「事業・経営」、組合員活動の中で選出されてきた「女性理事」⁴⁰⁾は、「組織・運動」担当という役割分担が出来てしまっている例を見聞きする。形式的には女性のエンパワーメントは十分であるが、内実を見ると特定の分野だけのエンパワーメントである点で限界を有している。⁴¹⁾

(2) ジェンダーの視点から見た農協・生協の福祉活動

農協・生協が福祉活動に携わることの意義は、すでに確認した。さらにこれをジェンダーの視点から分析すると、協同組合が「介護等の社会化」を促進するという意味で、その取り組みは大きく評価して良い。

新ゴールドプランや介護保険法では高齢者の在宅介護メリットを強調する。もちろん、高齢者自身のQOL(生活の質)から見るならば、在宅介護は望ましい選択である。しかし、介護担当者の立場でみると、これは嫁・娘への介護役割の固着を再生産しかねない危険性を持つ。現在、マスコミ等で評論家の樋口恵子氏は、執拗な「介護保険での家族介護への現金給付反対論」を展開しているが、氏が問題にしているのは、この点である。

市川他[4]においても、次のような問題指摘がある。「介護保険の目的は、家庭介護から社会的介護に転換し、介護サービスに権利性を強め、個人の自立を保障しようというものでした。こうした目的、理念は全く適切です。しかし、想定されるサービス水準は、重介護の場合でも家族介護を当てにしないで在宅生活が可能となる水準ではありません。厚生省は、新ゴールドプラン最終年次(二〇〇〇年度)の在宅サービスの整備率を四割に満たないものと想定した上で、当然のごとく複数世帯同居を介護保険のサービスモデルとして使っています。ちなみに経済企画庁の試算では一九九一年度の介護・看

護に費やされた無償労働(アンペイドワーク)、つまり家族介護をヘルパーに換算すると約四四万人に達しています。これに対して新ゴールドプランのホームヘルパーの目標は一七万人に過ぎず、新ゴールドプランもそれを前提とする介護保険も家族介護を当てにした『家族介護支援』に止まるということです。⁴²⁾

すなわち、新ゴールドプランやそれを前提にした介護保険の導入では、家庭介護がかなり残ることが予想される。もちろん、家庭介護がすべて悪いということではなく、積極的に選択した上での家庭介護であれば問題はない。しかし、現段階では、福祉サービスの提供を受けることに対するスティグマが存在し、またケア・マネジメントも不十分な状態では、明らかに「介護等の社会化」が必要であるのに、そうしていない家族が多数、存在する。そうした階層に対し、協同組合の福祉活動が働きかけ、少しでも「社会化」を進める可能性があることを考えると、協同組合の福祉活動の意味は大きい。今後も「制度の谷間」で福祉サービスを求めている家族に、有償・無償のサービスを提供できる点で、協同組合の役割は大きいといえよう。

しかし、福祉・介護が「社会化」された後に問題になるのは、次のことである。すなわち、「ホームヘルパー」や「ケアワーカー」という名の低賃金かつパート等の身分不安定な福祉労働者の大半は女性である。あるいは「有償ボランティア」と称して極めて低い「賃金」に甘んじるのも女性達(主婦が大半)である。⁴³⁾協同組合の福祉活動の基幹部分がこれらに依存する構図は、ジェンダーの観点から見るとゆゆしき問題である。こうした視点から見ると、地域市民生協の「助け合い活動」が、先に見たように大きな広がりを見せないことも、性別役割分業と無関係ではないと思われる。誤解を避けるためにいっておくが、筆者も「助け合い活動」の意義を認めることに異論はない。例えば、組

会員の産後の家事援助などは、A会員にとってもB会員にとってもうれしい活動であるし、家事も介護も必要ないが話し相手が欲しいといった要望に応えられるのも、生協の「助け合い活動」ならではある。いわば、福祉行政から放置された「穴」を積極的に埋める役割を持っているといえる。しかし、10年以上の実績を積んでも、登録A会員の多くが待機状態であり、一方で援助を望みながら条件の合うA会員がいないために援助を受けられないB会員がいることは、厳しい言い方をすれば「性別役割分業を固定しての有償ボランティア制度の限界」と表現できるのではないだろうか。これは、農協の「高齢者助け合い活動」についてもいえることである。

だが、一方で協同組合の福祉活動は、女性が初めて表舞台に立つ可能性をも作る。例えば、農協における福祉活動・事業は、農協の女性部活動がはじめて脚光を浴びる契機となった。「家

の中のこと、生活の細々したこと」だけを扱う女性部が、「介護の社会化」の文脈のなかで、いわば逆説的に注目されたのであった。

なによりも、ホームヘルパー養成は女性部活動の延長として生まれた。まず、女性部のメンバーが、自分自身が家族を介護する準備として、講習を受講していることがある。表5で明らかのように、ヘルパー講座受講者は40代・50代が圧倒的であり、近い将来、介護者になるか、すでに介護を経験している年齢層である。我流の介護で腰を痛めたりする女性が多いことを考えると、これだけでも大いに意味のあることである。第二に女性達が家庭だけを持ち場にするのではなく、社会的に意味のある活動をしたと思う気持ちが高まってきていることの反映と推測される。実際に、ヘルパーという役割も社会的に評価され、講習を受けたメンバーが地元の女性部で講習内容を還元する学習会を開催するなど、やりがいのある場面が多いようである。

表5 北海道の農協におけるホームヘルパー資格取得者の年齢構成

2 級	9 年度	3 級	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	計
10 代	1	10 代		1			1	1	3
20 代	6	20 代	2	3	6	4	6	10	31
30 代	9	30 代	1	10	13	14	22	24	84
40 代	30	40 代	18	27	43	63	76	75	302
50 代	28	50 代	34	49	66	61	83	79	372
60 代	13	60 代	8	5	17	18	7	12	67
		70 代						1	1
計	87	計	63	95	145	160	195	202	860

資料：表4に同

そして、これが事業になったときに、女性職員が責任者となり、女性が主に業務を担うという、今までになかった展開が生まれつつある。たとえば、栃木県しおのや農協・矢板地区のデイサービスセンター「やすらぎ」の所長は女性（農協正職員）であり、介護職員（パートであるが）もすべて女性である（1998年10月、筆者

の見学時現在）。この所長は農協の生活指導員を長く務め、1989年からはホームヘルパー講習の前身にあたる介護実習にいち早く取り組んでいた。ただし、この様な展開は、栃木県の様にしっかりした女性部活動がすでに存在していたゆえに⁴⁴⁾可能になるのであって、その様な条件がない場合には、女性職員は単なるケアワー

カーに留まり、事業責任者は男性正職員が担うということになろう。これは生活購買事業（いわゆるAコープ店舗）と同様の形態である。

さらに意味が大きいのは農協の福祉事業という「介護の社会化」が、それまで女性が担ってきた膨大なシャドワークおよびアンペイドワークを顕在化させたことである。しおのや農協の斎藤氏はこのことを次のように表現している。「当初私たちが想定したのは、デイサービスしてあげることによって、介護をされる方が一番恩恵を被るのかなというふうに思っていました。しかしやってみまして、これはそうではないのです。介護をしている方が「本当に助かります、おじいちゃんが今日「やすらぎ」に行っているお陰で、おじいちゃんのことを考えないで一日野良仕事に励めます。自分の家事にも励めます。」（中略）特に女性の方に対して労力の軽減になっているということが、今になってわかってきております。」⁴⁵⁾ということである。

これまで、高齢者の介護を女性（特に嫁）がすることは、当たり前のごとであり、それがうまく行かないのはプライベートな（私的な）問題だととらえられてきた。しかし、高齢化・少子化が進む中では、プライベートなレベルでの解決は困難になりつつあり、これはパブリックな（公の）問題として把握されるようになる。実は「プライベートだと思い込んでいた、あるいは思い込まされてきた問題」が本当はパブリックな問題であることを発見し、それを活動・事業にして行くというのは、協同組合の成り立ち・事業化のあり方そのものである。すなわち、農民が貧困から抜け出せないのは、各農家の努力が足りない（プライベートな問題）ではなく、生産物を不当に安く買ったとき、資材を法外な値段で売りつける業者がいる（パブリックな問題）ためであるという発見が、農協（あるいはその前身）の事業をつくっていった。

また、生活が苦しいのは各家庭の稼ぎや家計管理が悪い（プライベートな問題）ゆえではなく、消費財の寡占価格（北海道の場合、「北海道価格」）こそが（パブリックな）問題であるという気づきが、地域市民生協が形成していった。福祉活動・事業もまた、同じ構図ではないだろうか。

さらに、福祉活動・事業の進展は、関係者の「女性の役割に対する意識」を変えていくことになる。すなわち、協同組合の福祉活動は、それまでの家庭介護等をシャドワーク＝「不当に光の当たらない労働」・アンペイドワーク＝「理不尽に賃金の支払われない労働」として、照明を当てる効果を生む。行政の福祉サービスの進展は、救済的イメージから抜けきれない部分があって、ジェンダー構造の揺さぶりにつながらなかった。しかし、相互扶助を原則とする協同組合では、福祉活動に取り組むことによって、自然にジェンダーの枠組みへの疑問が生じる点で、行政の福祉サービスとは大きく異なっている。

以上のように、協同組合の福祉活動は、ジェンダーフリー化にとって、マイナスの要因にもプラスの要因にもなりうる両義性を宿している。しかし、協同組合による「介護の社会化」は、どちらかといえば「ジェンダーの見直し」にプラスに働くように思われる。

4. おわりに

以上のように、協同組合の福祉活動の意義をまとめ、さらにジェンダーの視点でこれを評価したが、結論を一言でいうならば、問題点も多いが、可能性はさらに大きいということである。

2節では、協同組合一般の福祉活動がいかん求められ、いかにそれが進んでいるかをまとめた。特に北海道では、福祉サービスの絶対的不足よりも、農村部の福祉サービスの相対的遅れや、施設福祉中心で在宅介護サービスが遅れて

いるといった問題が認められる。農村部での福祉サービスの充実や、在宅介護サービス等の提供を含む「福祉の市民化」が必要である。農協・生協はそれぞれの課題を中心になって担うことの出来る存在であり、その取り組みも始まりつつある。

3節では、今までの協同組合のあり方がジェンダーフリーではなかったことを確認し、福祉活動の進行がジェンダーの枠組みとどう関わっているかを明らかにした。福祉活動への取り組みがジェンダーの枠組みを再生産する側面は否定できないが、あえていえば枠組みへの揺さぶりとなる面が強いことを指摘した。

とはいえ、今後、『社会福祉基礎構造改革』『介護保険法』がいかに導入されるか、また「介護の社会化」がどこまで進み、同時にジェンダーフリーをどこまで追求できるか、どの点をとっても予断を許さない状況である。しかし、社会システムが大きく動く現代は、また、新たなシステムを創造する可能性に満ちた時代である。とりわけ、閉塞感を深めている農協・生協が、福祉活動に取り組むことで、今までの事業・組織の枠組みを見直すことになればと、期待したい。もし、女性組合員・女性職員を新たな有力「資源」として内部で発見できれば、その協同組合の前途は明るいものになるのではないだろうか。協同組合の「協同」の語は「組合員が対等の立場で助け合う」ことを意味する。この語が「男性と女性の対等の立場での協同」をも意味するようになることを強く望むものである。

最後になったが、筆者が所属する(社)北海道地域農業研究所・農村高齢化問題研究会の皆様には、勉強のチャンスと資料収集の便を図っていただき、感謝したい。また、聞き取り調査に御協力いただいた北海道農協中央会・帯広市川西農協・栃木県しおのや農協・生活協同組合市民生協・北海道生活クラブ生協・帯広市民生協(順不同)の皆様には、記して謝意を表すもので

ある。

さらに、本論は、筆者の本学での教育経験(特に社会福祉や女性学に関わる授業展開)なしには生まれ得なかったペーパーであり、共に学んだ学生、とりわけ代々のゼミ(演習)の学生たちに心より感謝したい。

註

- 1) 運動体としての協同組合は自らを「陣営」と称する場合がある。また、農協・生協・その他協同組合とも理念・思想信条の面で相当の違いを有しているが、協同組合の国際組織ICAにいずれも加盟するなど、自助・相互扶助を基調として、「陣営」というべきつながりを持っている。
- 2) 座長は鈴木勉氏であり、報告者は上掛利博氏・蟻塚昌克氏といった社会福祉論の専門家と、協同組合(単位協同組合)で福祉活動を担っている実務家であった。
- 3) 蟻塚[1]p.198
- 4) 『社会福祉基礎構造改革』では、無償での行政による給付事業を廃止するわけではないが、公的介護保険法構想(被保険者も1割の自己負担)に見られるように「受益者負担」の強調は不可避である。同法でも、介護認定・介護給付は「行政処分」という形式を取るが、実態としては「福祉サービスを買う」ということになろう。
- 5) この概念は、例えば栃本[17]の主題となっているし、(財)さわやか福祉財団[10]の主張も「制度をどのようにして市民のために使っていくか」として、同質の内容を含んでいる。
- 6) 参考文献[1],[4]~[10],[14],[17],[18]
- 7) まとまった文献としては、橋本宏子『女性福祉を学ぶ』ミネルヴァ書房、1996年・杉本貴代栄編著『社会福祉のなかのジェンダー』ミネルヴァ書房、1997年、杉本貴代栄『ジェンダーで読む福祉社会』有斐閣、1998年、が

- ある。また、介護問題を主に扱った文献として、ミネルヴァ書房「シリーズ女・老い・福祉」①～④がある。
- 8) 蟻塚[1]p.128
- 9) 同上
- 10) 同上
- 11) 市川他[4]p.125
- 12) 同上
- 13) 同上
- 14) 市川他[4]pp.125-126
- 15) 市川他[4]pp.161-162
- 16) しおのや農協については北海道地域農協研究所[11]に、同農協総合対策室長・斎藤栄一氏による講演録が掲載されている。また、蟻塚[1]も参照。上田農協については市川他[4]が、詳細に説明している。この事例は社会福祉法人を設立せずに、農協自身が行政委託されていることが特徴である。また、長野県厚生連鹿教湯病院による支援体制、「助け合いの会」の活躍、農協「福祉相談センター」のユニークな機能が注目されている。
- 17) 会津坂下農協については、大友康博「地域社会における農協高齢者福祉活動の役割」北大『農経論叢』第54集、1998年3月。
- 18) 北海道新聞、1998年6月27日付け記事
- 19) 五辻活「介護保険制度と生活協同組合の役割」(財さわやか財団[10]第3章所収)
- 20) 石川[3]では必ずしも評価は高くないが、市街地から離れた郊外型ではなく、都市型で市営住宅の中にあるあり方は、高く評価してよいはずである。
- 21) 今日的な労働者協同組合であり、組合員の出資や一般的な参加のみではなく、経営への参画を強調している点がこれまでの協同組合と異なっている。
- 22) 北海道町村会介護サービス問題研究会[2]、p.4
- 23) (社)北海道地域農協研究所「農村の高齢化に関する調査研究報告書」平成10年
- 24) 同前
- 25) 託(宅)老所については、井上英晴・賀戸一郎『宅老所「よりあい」の挑戦』ミネルヴァ書房、1998年、参照
- 26) 農協の営農指導担当部署は、農協技術・農家経営の指導・相談に関わると共に葬儀の世話役をしたり、固定化負債問題の中で生活問題に携わったりという「よろず相談窓口」としての機能を普通、有している。
- 27) 農協や連合会の職員養成・研修のために設置された教育機関。JAカレッジと愛称されている。
- 28) 農協の信用事業は、相互金融を基本理念としているので、信用部門で調達した資金のうち、貸付や他部門への運用で内部運用されない部分を「余裕金」と称する。しかし、高度経済成長期以降の農協の収益構造は、貯金の多くを「余裕金」として信連へ預金運用をすることで利ザヤを獲得し、これを農協収益の柱にしてきた。ところが、金融情勢の変化によって、大きな利ザヤの獲得が困難になり、今日では自主運用が求められるようになっていく。
- 29) デイサービスセンターには、定員と事業の内容等によってA型からE型までの分類があるが、小規模なのは、送迎や入浴が必須になっていないD型やE型(8名以上、Eは痴呆性老人向け)である。
- 30) 正式には生活協同組合市民生協、札幌地区については「コープさっぽろ」といった愛称を用いている。
- 31) 当時の委員長は田端弘子氏。現・生活文化研究所所長。
- 32) 倉持泰子常勤理事(組織担当)。
- 33) 正式名称は「生活クラブ生活協同組合」だが、東京や神奈川の単位生協と区別するために、生活クラブ生協北海道と仮に呼ぶ。

- 34) いずれも1998年度通常総代会議案書による。
- 35) 市町村社会福祉協議会は地域の団体および個人を会員とする民間組織であり、町内会や老人クラブが有力な会員になっている。一方、協同組合が地域に貢献する必要は、1995年のICA世界大会において協同組合原則が改訂され、その7番目に「コミュニティへの貢献」がうたわれている。
- 36) この用語には「女性は男性に従うべきである」というジェンダー構造が特に強く表れている
- 37) 近年、婦人部から名称替えした例が多い。これは単なる「はやり」という側面も否定できないが、「婦人」が対語を持たないジェンダー構造を反映した語であるという認識から、フェミニズムの観点をもって改称していることを見落としてはならない。
- 38) 協同組合陣営で用いられる「参加」(Participation)は、特別の意味を持つ用語であり、協同組合はその意思決定・運営に組合員の「参加」あってこそ、アイデンティティが確保されるとされる。
- 39) 田淵直子「地域市民生協の主人公は誰かー女性労働の変化の下でー」(助生協総合研究所『生活協同組合研究』1997年11月号、参照。
- 40) この用語自体に「女医」「女流作家」と同様のジェンダーバイアスがかかっている。
- 41) 生協の内部での女性の位置づけ・運営参画についての論考は非常に少ないが、立川[16]は実践家(コープえひめ理事長)の立場から、優れた分析と問題提起を行なっている。
- 42) 市川他[4]pp.127-128
- 43) 有償ボランティアが実は低賃金・無保護のパート労働ではないかという指摘は杉岡[13]参照。
- 44) (社)北海道地域農業研究所[12]、pp.73-80参照。
- 45) (社)北海道地域農業研究所[11]

参考文献

- [1] 蟻塚昌克『高齢者福祉開発と協同組合』家の光協会、1997年
- [2] 北海道町村介護サービス問題研究会『過疎地域における介護サービスの課題と対策ー介護サービスに関する研究報告書ー』1998年
- [3] 石川奈津子『こんな特養老人ホームだったらはいりたい』築地書館 1997年
- [4] 市川英彦・福永哲也・村田隆一『農協がおこす地域の福祉 「JA信州うえだ」の挑戦』自治体研究社 1998年
- [5] 川口清史『協同組合 新たな胎動』法律文化社1998年
- [6] 厚生省社会・援護局地域福祉課 監修『21世紀の生協のあり方を考えるー生協のあり方検討会報告・資料集』1998年
- [7] 協同組合研究所『協同の発見』第72号1998.4 「特集 福祉コミュニティ研究会報告」
- [8] 農協共済総合研究所『JAの高齢社会への貢献』家の光協会 1998年
- [9] 大泉豊秋『農協は高齢化社会をどう支えるか 石川県・JA門前町の実践』家の光協会 1994年
- [10] 助さわやか福祉財団監修『NPOが描く福祉地図ー介護保険とこれからの地域社会ー』ぎょうせい 1998年
- [11] (社)北海道地域農業研究所『地域と農業』第30号、平成10年7月
- [12] (社)北海道地域農業研究所『北海道における農協生活事業の総合的展開についての調査報告書(生活総合センター構想の調査研究)』1992年
- [13] 杉岡直人『NPOと北海道自立の可能性』NPO推進北海道会議『よくわかるNPO実践ガイド』1998年所収
- [14] 鈴木勉・上掛利博・田辺準也・鈴木清覚『生協と共同作業所 協同の仕事おこしで

福祉を拓く」かもがわ出版 1998年

- [15]田淵直子「地域市民生協の主人公は誰かー
女性労働の変化の下でー」(財生協総合研究
所『生活協同組合研究』1997年11月号
- [16]立川百恵「生協の運営と経営における女性
の参画ーコープえひめを中心としてー」白
石正彦監修『新原則時代の協同組合 持続
的改革に向けて』家の光協会 1996年 所
収
- [17]栃本一三郎『介護保険 福祉の市民化
付・全国市町村介護基盤データ』家の光協
会 1997年
- [18](財生協総合研究所『生活協同組合研究』1998
年4月号「特集・生協の福祉活動の新たな
課題」